

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言
シンボルマークの利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、別記豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言（以下、「宣言」という。）のシンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって次の各号に係る内容に寄与することを目的とする。

- (1) 宣言の内容に基づき、その趣旨に沿ったものであること。
- (2) 子どもから大人まで誰もが芸術文化・スポーツ活動を育むことができる場・つながる機会をより一層創出し、支援するまちづくりに取り組むこと。

(シンボルマークの利用に関する権利)

第2条 シンボルマークの利用に関する一切の権利は、調布市に属する。

(シンボルマークの利用申請)

第3条 シンボルマークを利用しようとするものは、あらかじめ利用申請を行い、市の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、シンボルマークの利用が次の各号に該当する場合には、利用申請の手続きを省略することができる。

- (1) 市の機関が主催、共催、後援及び協賛する場合
- (2) 市の機関が、次のいずれかに利用する場合
 - ア 名刺・名札
 - イ プレゼンテーション資料
 - ウ 庁内で利用する文書
 - エ 庁外に発信する文書（チラシ・ポスターを除く）
- (3) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、放送又は記事等に利用する場合

(利用申請の方法等)

第4条 第3条第1項の規定により、利用承認を受けようとするものは、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用申請書」（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を行ったもの（以下「利用申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用承認等)

- 第5条 市長は、前条第1項の規定による利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用承認を行うことができる。なお、この場合、市長はシンボルマークの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 2 市長は、前項に規定する利用承認を行った場合は、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用承認書」(別記様式第2号)により当該利用申請者へ通知するものとする。
 - 3 利用期間は、利用承認の日から最長1年間とする。

(利用制限)

- 第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、利用申請者のシンボルマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を承認しないものとする。
- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の個人、団体、法人(市を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
 - (6) その他、市長がシンボルマークの利用が適当でないと認める場合
- 2 市長は、前項に規定する利用承認をしない旨決定した場合は、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用不承認書」(別記様式第3号)により当該利用申請者へ通知するものとする。

(利用内容の変更等)

- 第7条 第6条の規定により利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が、当該利用承認を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用内容変更申請書」(別記様式第4号)を市長に提出し、変更についての利用承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更について承認するこ

とができる。

- 3 市長は、前項に規定する利用内容変更を承認する旨決定した場合は、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用変更承認書」（別記様式第5号）により当該利用申請者へ通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）シンボルマークの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- （2）シンボルマークは、別記に指定した形状・色を使用することとし、加工はしないこと。
ただし、大きさは、縦横の比率を変更しない範囲において変更できるものとする。
- （3）シンボルマークの利用にあたっては、利用承認（第7条の規定による利用内容の変更利用があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。
- （4）利用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- （5）第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用承認を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- （6）その他各種の法令を遵守すること。

（利用料）

第9条 シンボルマークの利用料については、無料とする。

（利用承認の取消し等）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消すことができる。

- （1）提出した「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用申請書」、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用内容変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
- （2）第6条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
- （3）第8条の遵守事項に違反した場合
- （4）その他、市長が、利用承認の継続が困難または不適當であると認めた場合

- 2 市長は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用承認取消通知書」（別記様式第6号）により当該取消しを受けたものへ通知するものとする。
- 3 前項の規定により利用承認の取消しを受けたものは、利用対象物等に利用承認取消の日からシンボルマークを利用することはできない。
- 4 市長は、利用承認の取消しを受けたものに対して、利用承認の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 市長は、前3項の規定により、利用承認の取消しを受けたものに生じた損害について、一切の責任を負わない。

（申請等の取下げ）

第11条 第3条、第4条、第5条及び第7条の規定により申請を行ったものは、その申請について、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク利用申請取下げ届出書」（別記様式第7号）を市長へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

（利用の非独占性等）

第12条 この要領による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマークを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について市が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 市は、この要領による利用申請、利用内容変更申請及びシンボルマークの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（賠償責任等）

- 第14条 市は、利用承認を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 利用者は、シンボルマークの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
 - 4 市長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

【別記】

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言シンボルマーク



豊かな

芸術文化・スポーツ活動を

育むまちづくり宣言

【別記様式第1号】（第4条関係）

平成 年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹 あて

住所または所在地

（法人名）

申請者（代表者）

印

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言
シンボルマーク利用申請書

○シンボルマークの利用申請の対象物及び利用期間

利用目的	
利用申請の対象物の名称（商品名等）	
利用申請の対象物の数量	
利用申請の対象物の種別	<input type="checkbox"/> 商品以外への利用（広告、看板、販促グッズ、配布物等） <input type="checkbox"/> 商品への利用（食品以外） <input type="checkbox"/> 商品への利用（食品）
利用場所	
利用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

○商品への利用の場合は、製造者・製造地・予定価格について御記入ください。

--

○連絡先（本申請又は各種調査に係る窓口）

（フリガナ）		（フリガナ）	
所属部署名		職・氏名	
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			

※ 利用申請する対象物の仕様等がわかる資料を添付してください

【別記様式第2号】（第5条関係）

平成 年 月 日

様

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言
シンボルマーク利用承認書

調布市長 長 友 貴 樹

平成 年 月 日付けで申請のありましたシンボルマークの利用について、以下のとおり承認します。

承認日	平成 年 月 日	承認番号	
-----	----------	------	--

○申請者

住所・所在地	
申請者氏名	

○承認するシンボルマークの対象物及び利用期間

利用目的	
利用申請の対象物の名称（商品名等）	
利用申請の対象物の数量	
利用申請の対象物の種別	<input type="checkbox"/> 商品以外への利用（広告、看板、販促グッズ、配布物等） <input type="checkbox"/> 商品への利用（食品以外） <input type="checkbox"/> 商品への利用（食品）
利用場所	
利用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

○承認する商品における、製造者・製造地・予定価格

--

※ 承認する対象物の仕様等は別紙のとおり

【別記様式第3号】（第6条関係）

平成 年 月 日

様

調布市長 長 友 貴 樹

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言
シンボルマーク利用不承認書

平成 年 月 日付けで申請のありましたシンボルマークの利用について、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

該当（○印）	不承認の理由
	法令及び公序良俗に反するものと認められる場合（第6条1号）
	市の信用又は品位を害するものと認められる場合（第6条2号）
	第三者の利益を害するものと認められる場合（第6条3号）
	特定の個人，団体，法人（市を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し，又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし，第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。（第6条4号）
	特定の政治的，宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合（第6条5号）
	その他，市長がシンボルマークの利用が適当でないとする場合（第6条6号）

【別記様式第4号】（第8条関係）

平成 年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹 あて

住所または所在地
(法人名)
申請者 (代表者) 印

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言
シンボルマーク利用内容変更申請書

平成 年 月 日付け承認番号 　　　　　 で承認を受けましたシンボルマークの利用について、下記の理由により内容の変更を申請します。

○変更内容（【A】欄，【B】欄ともに変更がある部分のみ詳しく記載）

	【A】 前回の承認を受けている申請内容	【B】 変更をする内容
利用目的		
利用申請の対象物の名称(商品名等)		
利用申請の対象物の数量		
利用申請の対象物の種別		
利用場所		
承認する商品における、製造者・製造地・予定価格		

○連絡先

所属部署名		職・氏名	
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			

○承認を受けた対象物の仕様等を変更する場合は変更内容がわかる記述を添えた、変更後の資料を添付してください。

【別記様式第5号】(第8条関係)

平成 年 月 日

様

調布市長 長 友 貴 樹

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言
シンボルマーク利用内容変更承認書

平成 年 月 日付け承認番号 で承認しましたシンボルマークの
利用について、下記の理由により内容の変更を承認します。

○変更内容

	前回の承認を 受けている申請内容	承認する変更内容
利用目的		
利用申請の対象物の 名称(商品名等)		
利用申請の対象物の 数量		
利用申請の対 象物の種別		
利用場所		
承認する商品にお ける、製造者・製 造地・予定価格		

○承認する対象物の仕様等を変更については別紙のとおり

【別記様式第6号】（第10条関係）

平成 年 月 日

様

調布市長 長 友 貴 樹

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言
シンボルマーク利用取消通知書

平成 年 月 日付け承認番号 で承認しましたシンボルマークの
利用について、下記の理由により承認を取り消しましたので通知します。

該当（○印）	不承認の理由
	提出した「シンボルマーク利用申請書」、「シンボルマーク利用内容変更申請書」の内容に虚偽があること （第10条1号）
	第6条第1項に該当するに至ったこと（第10条2号）
	第8条の遵守事項に違反したこと（第10条3号）
	その他、利用承認の継続が困難または不適當であること（第10条4号）

【別記様式第7号】（第11条関係）

平成 年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹 あて

(法人・団体名)

所在地

申請者（代表者）

印

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言
シンボルマーク利用申請取下げ届出書

平成 年 月 日付けで申請しましたシンボルマークの利用について、下記の理由により申請を取り下げます。

【取下げの理由】

--

○承認番号を得ている場合は下記に承認番号を記載してください。

承認番号	
------	--

○連絡先

所属部署名		職・氏名	
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			